

最高裁秘書第2130号

平成31年4月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

3月5日付け（同月6日受付、最高裁秘書第1212号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 高等裁判所事務局長事務打合せ進行予定（3月7日）（片面で1枚）
- (2) 高等裁判所事務局長事務打合せ出席者名簿（片面で1枚）
- (3) 高等裁判所事務局長事務打合せ席図（片面で1枚）
- (4) 平成31年3月高等裁判所事務局長事務打合せ結果概要（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

高等裁判所事務局長事務打合せ 進行予定（3月7日）

1 開議（午前10時）

事務総長挨拶

2 協議（午前10時15分～午後零時15分）

(1) 裁判手続のIT化について（60分）

(2) 適正事務の確保について（60分）

■ 昼食・休憩（午後零時15分～午後1時）

3 協議（午後1時～午後2時）

適正事務の確保について（60分）

4 フリーディスカッション（午後2時～午後3時）

5 事務総局からの情報提供（午後3時～午後3時20分）

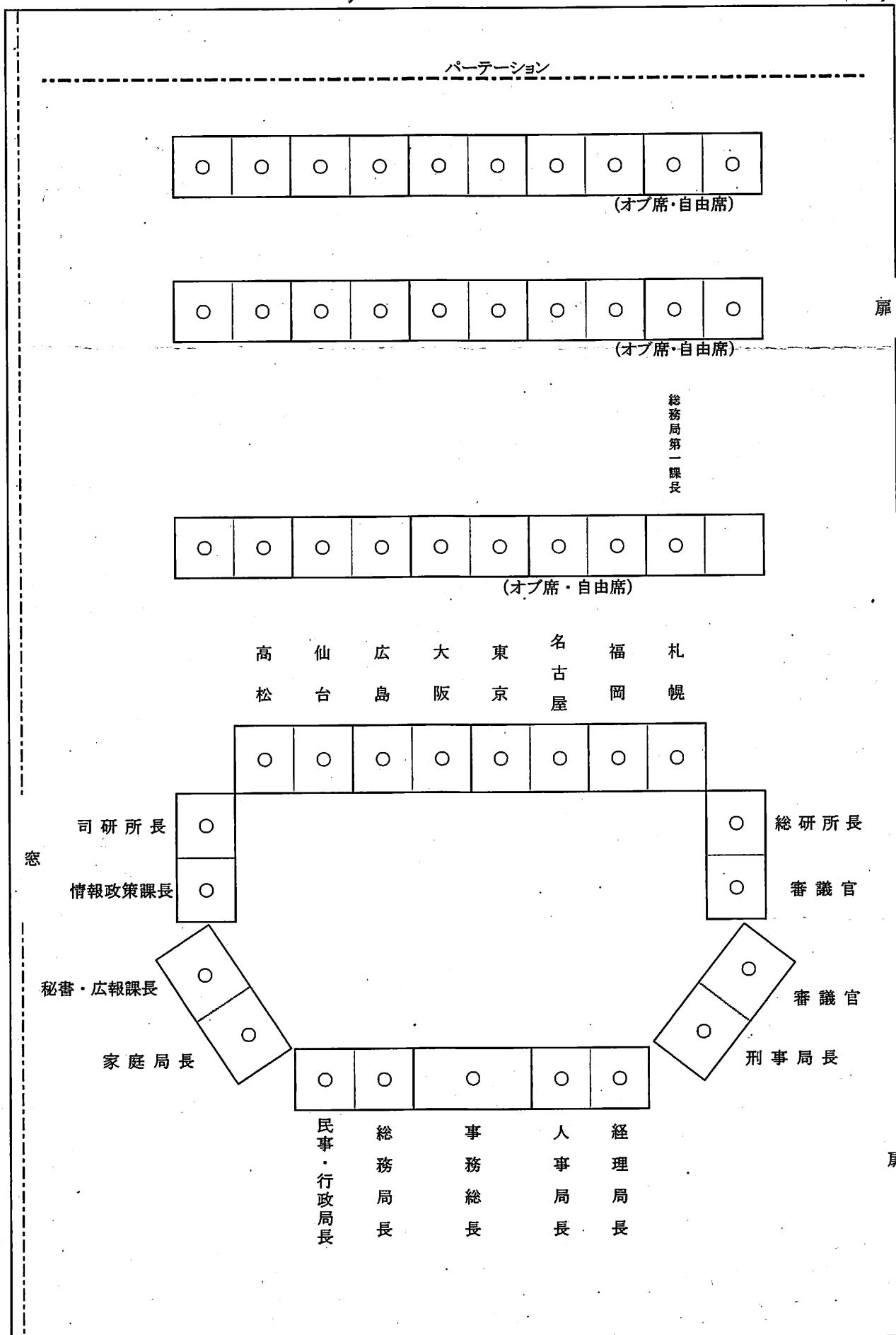
6 個別協議（午後3時20分～午後5時）

高等裁判所事務局長事務打合せ出席者名簿

東京高等裁判所事務局長	吉	崎	佳	弥
大阪高等裁判所事務局長	井	上	直	哉
名古屋高等裁判所事務局長	福	田	千	恵子
広島高等裁判所事務局長	友	重	雅	裕
福岡高等裁判所事務局長	安	永	健	次
仙台高等裁判所事務局長	宮	田	祥	次
札幌高等裁判所事務局長	井	戸	俊	一
高松高等裁判所事務局長	松	阿	彌	隆

高等裁判所事務局長事務打合せ席図

平成31年3月7日（木）  
最高裁判所中会議室



## 平成31年3月高等裁判所事務局長事務打合せ結果概要

### 【協議1】

#### 裁判手続のIT化について

民事訴訟手続のIT化について、2019年度中には特定庁においてウェブ会議を利用した争点整理を試行することが見込まれているところ、試行に向けた検討を進めていく上では、下級裁に設置した検討体(PT)によるこれまでの検討の到達点及び今後の検討課題を確認する必要があるとの指摘がされた。その上で、各PTの検討状況に応じて、上記課題について更なる検討を行ったり、上記到達点を踏まえて検討を活性化させたりすることが考えられるなど、今後の検討の進め方についての意見交換がされた。

また、ウェブ会議を利用した争点整理の試行に当たっては、弁護士会の協力が不可欠であるという指摘や、PTメンバーではない職員においても、ウェブ会議を利用した手続の具体的なイメージを共有することが重要であるなどの指摘がされた。

### 【協議2】

#### 適正事務の確保について

##### ○ 現状等の認識について

書記官事務の在り様が変化し、秘匿情報の取扱い等の新たな役割が求められる中で、裁判所法60条で予定されていた書記官の位置付けに対する意識が自ずと変化しているのではないかとの現状認識のほか、裁判官に対して、組織的課題に関する情報が伝わっていたとしても、その背景事情を含めたその課題に内在する本質的な問題点が共有されるまでには至っておらず、このことが書記官や書記官事務について十分な理解がされていない要因になっているのではないかとの指摘がされた。

○ 今後の取組等について

上記のような問題を改善していくためには、裁判官と書記官等が、裁判の質を高めるという共通目標に向かって協働するという意識を持つと共に、議論のしやすい組織風土を醸成することが重要であるとの指摘がされた。また、そのためには、立場の異なる裁判官と書記官等が、互いの立場や意見を尊重し、理解を深める必要があるとの意見や、部における議論を重ねていくことが重要ではないかとの意見が出された。

以 上